

各府省・各独立行政法人への意見照会の結果

1. 各府省等意見照会の実施期間及び結果

- 実施期間 各府省等意見照会 : 令和 5 年 10 月 2 日～令和 5 年 10 月 13 日
- 標準的な様式等（案）に関する意見等が 35 件あり、意見等及びそれに対する考え方は以下のとおり。

2. 標準的な様式等（案）に関する意見等及びそれに対する考え方

No.	対象箇所	質問／意見内容	考え方
1	全体	<p>（記載上の留意事項）が新設されているところがありますが、「～の概要を説明する。」、「～について記載する。」とあるのは、必須でしょうか。必須であれば、記載例についても記載願います。</p> <p>（例）資料 6-2 P4（3）職員の状況 （記載上の留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性管理職割合、男女の賃金の差異、男女別の育児休業取得率など、女性活躍推進法や育児・介護休業法に基づき公表している指標のうち、法人が重視している指標について記載する。 	<p>事業報告書ガイドラインでは、「標準的な様式」を最低限記載すべき事項を定めたものと位置付けています。その上で、事業報告書を効果的かつ効率的に作成・公表する観点から、独立行政法人の事業報告書に関する「標準的な記載例」を参照することが有用であるとしています。なお、標準的な様式等の位置付けについては事務連絡「独立行政法人の事業報告書に係る「標準的な様式」について」（平成 30 年 12 月 27 日）も御参照ください。</p> <p>※事業報告ガイドライン（抄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1.35 法人の規模を踏まえた法人の分類を踏まえて、標準的な様式を、独立行政法人が最低限記載すべき情報を定めるものと位置付けた。 ・ 5.4 標準的な様式において、独立行政法人に共通して提供すべき情報の選択、配置等の考え方が示される。 <p>なお、独立行政法人に共通して提供すべき情報を含む事業報告書の効果的かつ効率的な作成・公表に資する観点から、独立行政法人の事業報告書に関する標準的な記載例を参照することが有用である。</p>

No.	対象箇所	質問／意見内容	考え方
2	全体	過去、事業報告書の標準的な様式の改訂の際に「第15回共同ワーキング・チーム」において新たな事業報告書のイメージとして参考資料のような例を提示してほしい。	独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会等の第14回、15回共同ワーキング・チームにおいて参考資料として公表している事業報告書イメージは、事業報告書ガイドライン設定を受けて、標準的な様式の大規模な改定がなされたことから、新たな事業報告書の全体像をつかんでいただくために作成したものです。当時の改定と比べ、今回の改定内容は小規模であること、また、今回新たに設けた記載事項の多くは、既に複数の法人の事業報告書に記載されており、これらを参考とすることが可能であることから、新たな事業報告書イメージは作成しておりません。
3	【資料6-2】 P2 項目6	6. 中期計画及び年度計画 P2に、中期計画及び年度計画について、旧には計画の概要についてまとめた表があるが、新にはその表がない。趣旨が知りたい。	中期計画及び年度計画の記載例を削除した趣旨については、資料1に記載したとおり、記載例に沿って記述することにより、計画項目の列記のみの形式的な記載にとどまる事例や、冗長な記載となる事例が見受けられることから、記載例に囚われることなく各法人の実態に即した記載ができるよう、記載例を削除したものです。これは、表形式での記載を否定したものではありませんので、利用者にとって理解しやすい記載ができるのであれば、表形式による記載も差し支えありません。
4	【資料6-2】 P2 項目6	旧にある表（中期計画及び年度計画）については、新では適用しないのか。	同上
5	【資料6-2】 P2 項目6	計画の理由を簡潔に説明することとあるが、変更する計画の下に変更理由が分かるように記載するでよろしいか。	御質問の内容が、変更後の計画概要を記載し、その下に変更理由記載するという意味であるとするならば、そのような記載方法で差し支えありません。
6	【資料6-2】 P3 項目 7. (2)	会計監査人たる監査法人の「報酬」について、記載例にあるレベルの情報を監査法人から得られない場合は許容されるのか？	日本会計士協会の倫理規則において、監査人に対し報酬関連情報の開示を求めていることから、必要な情報を入手できないという事態は想定しておりません。

No.	対象箇所	質問／意見内容	考え方
7	【資料 6-2】 P3 項目 7. (2)	資料 6-2「標準的な記載例」7 (2) ②において、会計監査人の報酬については、「監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ XX 百万円及び XX 百万円です」とされています。 法人として、一定以上の契約内容及び金額を HP 等で別途公表している場合は、具体的な金額を記載せずに、参照すべき URL 等の記載をもって代えてもよろしいですか。	事業報告書は法人業務運営の状況の全体像を簡潔に説明するものと位置付けられており、簡潔・明瞭性を踏まえた作成が求められています。報酬関連情報は参照によらずとも、簡潔・明瞭な記載が可能であることから、参照 URL とするのではなく事業報告書内に報酬関連情報を御記載ください。
8	【資料 6-2】 P3 項目 7. (2)	「7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉 (2) 役員等の状況②会計監査人の氏名または名称及び報酬」について、例えば「会計監査人は〇〇監査法人であり、当該監査法人に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は、■百万円です。」との記載で良いでしょうか。	連結対象や非監査業務がない場合の記載例についての御質問であれば、監査報酬だけでなく、非監査報酬についての情報も必要となるため、「会計監査人は〇〇監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は××百万円です。また、非監査業務に基づく報酬はありません。」との記載が考えられます。
9	【資料 6-1】 P4 項目 7. (2)	例えば、有価証券報告書では、監査報酬以外の内容の記載もあるが、事業報告書では文例のとおり監査報酬金額が記載されていれば問題ないか？	監査報酬等の記載は、公認会計士協会の倫理規則改正により監査報酬等の開示が求められたことを踏まえて設けたものであり、有価証券報告書と同等の記載を求める趣旨のものではありません。このため、有価証券報告書が求める監査報酬の決定方針など、監査報酬・非監査報酬以外の情報を記載する必要はありません。

No.	対象箇所	質問／意見内容	考え方
10	【資料 6-1】 P4 項目 7. (3)	7(3)の（記載上の留意事項）に女性管理職割合等の記載がある一方、記載例にはこの点の記載はない。法人で記載するものを選択してよいか？	女性活躍推進法では複数の指標の中から法人が選択した指標の公表を求めているため、女性活躍推進法に基づき公表する指標は法人ごとに異なります。よって、事業報告書では、あえて例示は設けず、各法人が重視している指標を記載していただくこととしています。
11	【資料 6-2】 P4 項目 7. (5)～(7)	「旧 (3) 職員の状況」の「(4) (4) (5) (6)」については、単純なミスであったという理解でよろしいですか。	御認識の通りです。
12	【資料 7-1】 P1 項目 7. (7)	資料 7-1 記載の「サステナビリティに関する法人の考え方」として想定されている内容は、一般的に統合報告書で示されるような「価値創造ストーリー」に相当するものでしょうか。組織の価値については、人事院がパーパス経営を検討していると認識していますが、それらの動きを踏まえて、検討することが望ましいでしょうか。	現時点では文字通り、サステナビリティについて法人がどのように捉えているか、どのようにサステナビリティに取り組む方針なのか、といった法人の考え方を記載していただくことを想定しています。他方、サステナビリティ・レポートを作成するなど、サステナビリティ開示が進んでいる法人においては、「価値創造ストーリー」のように、サステナビリティの全体像をストーリー性をもってわかりやすく記載することなどを検討していただくことは差し支えありません。
13	【資料 6-1】 P6 項目 7. (7)	7(7)（記載上の留意事項）SDGs～について、環境報告書の概要を記載するようなイメージでよいか？	当該箇所の「記載上の留意事項」にも記しているように「SDGs についての取組等、社会や環境の持続可能性の確保・向上の貢献についての方針、取組の概要について説明する。」ことを想定しており、環境報告書の概要だけを記述することはイメージしておりません。

No.	対象箇所	質問／意見内容	考え方
14	【資料 6-1】 P6 項目 7. (8)	記載例を示して頂きたい。	<p>「7. (8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉」は、従来から、「実態を踏まえた例示」として設けていた項目ですが、本年3月の独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会において、とりまとめられた「事業報告書の分析・アンケート結果を踏まえた議論により確認された事項」において、「重要な非財務情報である「持続的に適正なサービスを提供するための源泉」や「業務運営上の課題・リスク及びその対応策」の記述の充実が求められる。」とされたことを踏まえ、「標準的な様式」の項目として位置付けたものです。</p> <p>「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」では、「独立行政法人は、その業務の実施を国から任されるに足るだけのサービス提供のための強みや基盤を有していると考えられる。」、「持続的に適正なサービスの提供を可能とする強みや基盤を維持・創出していくための源泉として、人的資本や、知的資本、財務資本等に関する情報を提供すべきである。」としています。これを踏まえ、この項目では、各法人が有する強みや基盤の源泉の概要を記載していただくものです。どのような源泉を記載すべきかについては、各法人の状況を踏まえ御検討ください。</p> <p>記載イメージについては、すでに複数の法人が事業報告書において当該情報を記載しており、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会の第28回共同ワーキング・チームの資料1（P33～35）にも事例を提示しておりますので、各法人の事業報告書と合わせて御参照ください。</p>
15	【資料 6-1】 P6 項目 7. (8)	7(8)の文例を頂けるとありがたい。	同上

No.	対象箇所	質問／意見内容	考え方
16	【資料 6-1】 P6 項目 7. (8)	「法人の強みや基盤を維持・創出する上で欠かすことのできない資産や技術、情報等」の定義に当てはまる事項について、より具体的なイメージがあればお知らせください。	同上
17	【資料 6-1】 P6 項目 7. (8)	「法人の強みや基盤を維持・創出する上で欠かすことのできない資産や技術、情報等」の具体的な記載例を提示してほしい。 特に「資産」については、どのような記載を想定しているか明らかとなるとありがたい。	同上
18	【資料 6-1】 P6 項目 7. (8)	「7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉（8）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉」について、具体的にどのような記載を想定されているのでしょうか。	同上
19	【資料 7-1】 P1 項目 7. (8)	実態を踏まえた例示（資料 7-1/7-2）において研究開発法人や、特定の知的財産を扱う法人を念頭におかれたように見受ける例示はあるもの、その他の法人において具体的に記載すべき内容を例示いただきたい（“これまでの業務運営により蓄積された重要なノウハウ等”が具体的に何を表すか等）	同上

No.	対象箇所	質問／意見内容	考え方
20	【資料 6-1】 P6 項目 7. (8)	「法人の強みや基盤を維持・創出」するための各種取組みは、他項目でも別の観点から言及する場合がありますが、(8) で取り上げる内容が別項目と一部重複することに支障はないか。	「7. (8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉」は、「取組」ではなく取組を行う際に欠かせない資産や技術などの「源泉」を記載する項目になります。仮にほかの項目において、資産やナレッジなどの「源泉」について記載している場合には、「当該項目については〇〇を参照」と注書きし、参照先を示すことも可能です。
21	【資料 4-2】 P1 項目 7. (8)	「資料 4-2 標準的な様式（新旧対照表）（案）」の「7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉」に示される新規項目の「(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉」（関連「資料 6-2 (8)」）について、「簡潔かつ明瞭」な記載を促すために「～源泉」とせずより具体的な記載を促すような項目名としてみてはいかがでしょうか。例えば「～ための名称（プロジェクト名や施設名など）」。	「源泉」の用語は、「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」において用いられているほか、民間の統合報告書等においても広く使用されており、修正は不要であると考えております。 なお、わかりやすい項目名に修正したいということであれば、「法人の強みや基盤を維持・創出していくための〇〇（源泉）」のように、括弧書きで「標準的な様式」に示す項目との関連を示すことが考えられます。

No.	対象箇所	質問／意見内容	考え方
22	【資料 7-2】 【資料 8-1】 P1 項目 7. (9)	資料 7-2 によれば、今回より「サステナビリティに関する法人の考え方」の提供が望まれると理解していますが、資料 8-1 の 7. (9) においては、特段の言及はありません。この点については、想定されている方法等はないという理解で宜しいでしょうか。より具体的には、TCFD のフレームワークに沿った 7. (9) ①～④の前に独立した項目として入れる方法、又は、7. (9) ①～④を総合的に「サステナビリティに関する法人の考え方」と見なす方法等が想定されますが、その点は各法人の判断に一任されるという理解で宜しいでしょうか。	独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会等の第 29 回共同ワーキング・チームの参考資料 2 でお示ししているとおり、「実態を踏まえた例示」（今回の資料 7-1）は「記載事項を追加する場合の例を示したものの」、「実態を踏まえた記載例」（今回の資料 8-1）は「記載事項・記載例の修正例（配置例等）を示したもの」であり、どちらも例示ですが、例示する観点が異なるものです。その上で、実際の記述は各法人にて御判断いただくことになります。
23	【資料 8-1】 P1 項目 7. (9)	「資料 8-1 実態を踏まえた記載例（案）」としては「サステナビリティ」の記載が、①～④の項目ごとに記載例が示されていますが、報告書の全体記載と個別項目が重複し、報告書自体が冗長になってしまう側面があると考えます。従って、例示としては全体例の記載とし、個別記載は各法人の実態に合わせた記載（法人の裁量による記載）とすることを特記する程度になると考えます。	サステナビリティの全般的な要求事項を定めた IFRS S1 号や、有価証券報告書では、サステナビリティ情報を TCFD のフレームワークに沿って「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の区分ごとに記載することが求められております。資料 8-1 で示した記載例は、これを踏まえた記載例となります。独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会等の第 29 回共同ワーキング・チームの参考資料 2 でお示ししているとおり、「実態を踏まえた記載例」（今回の資料 8-1）は「記載事項・記載例の修正例（配置例等）を示したもの」であり、資料 8-1 と異なる記載をすることも差し支えありません。
24	【資料 8-1】 P1 項目 7. (9)	7(9)の文例はどのような位置づけのものか？	同上

No.	対象箇所	質問／意見内容	考え方
25	【資料 8-1】 P1 項目 7. (9)	7. (9) ではTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）のフレームワークが掲載されているものの、記載内容としてはサステナビリティ全般に関する情報を求められているように見受けられます。同フレームワークを活用しつつも、記載範囲は気候変動関連に限らず広くサステナビリティについての記載が求められるのでしょうか。あるいは各法人の判断に委ねられるのでしょうか。	「7. (9) サステナビリティに関する方針及び取組の概要」の記載内容は気候変動に限らず、広くサステナビリティについて記載していただくことを想定しております。
26	【資料 8-1】 P1 項目 7. (9)	上述の質問に加えて、例とされる情報には人材の多様性が含まれております。人材の多様性については、資料 6-2 の新 7. (3) でダイバーシティが特出しされているため、この部分に記載させる形で宜しいでしょうか。	人的資本についての記載は、「7. (3) 職員の状況」に記載していただいても結構ですし、「7. (9) サステナビリティに関する方針及び取組の概要」において他のサステナビリティ関連情報と合わせて記載していただいても結構です。
27	【資料 7-2】 P1 項目 7. (9)	「資料 7-2 実態を踏まえた例示（新旧対照表）（案）」には「【実態を踏まえた例示用】」として「(9) サステナビリティに関する方針及び取組の概要（※4）」において、※4 の枠外特記がある。この新規記載は「～項目」との記載がされています。他の記載と同様に「～例示」としては如何でしょうか。	※1～3 は例示に対する注釈ですが、※4 は項目に対する注釈であり、その意味するところが異なるものです。

No.	対象箇所	質問／意見内容	考え方
28	<p>【資料 7-1】 【資料 8-1】 P1 項目 7. (9)</p>	<p>資料 7 や 8 についてはあくまで例示・記載例であって、必ずしも 7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉 の中に (9) サステナビリティに関する方針及び取組の概要を項目として立てる必要はないという理解で問題ないか？</p>	<p>独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会等の第 29 回共同ワーキング・チームの参考資料 2 でお示ししているとおり、「実態を踏まえた例示」（今回の資料 7-1）は「記載事項を追加する場合の例を示したものの」、「実態を踏まえた記載例（今回の資料 8-1）は「記載事項・記載例の修正例（配置例等）を示したもの」です。理由に記載していただいたとおり、サステナビリティに関する情報は、「7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉」や「8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策」等の各項目において記載されることが想定され、資料 8-1 ※4 に記載のとおり、「7. (9) サステナビリティに関する方針及び取組の概要」は、サステナビリティに関する情報をまとめて記載したい場合を想定し例示として設けたものですので、基本的には「7. (9) サステナビリティに関する方針及び取組の概要」を設ける必要はありません。</p>
29	<p>【資料 6-2】 P5 項目 8</p>	<p>「8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策」の (1) 及び (2) について、内部統制の観点はどうのように取り扱えばよろしいか。</p>	<p>「8. (1) リスク管理の状況」において、内部統制を含むリスク管理の状況について記載し、「8. (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況」において、8. (1) で識別された具体的な課題・リスクとその対応策を記載することになります。</p>

No.	対象箇所	質問／意見内容	考え方
30	【資料 6-1】 P6～7 項目 10. (1)	10(1)の文例を頂けるとありがたい。	新たに新設した「10. (1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績」については、法人ごとの記載すべき内容は様々であり、その性質上、具体的な記載例を示すことに適さないと考えております。第17回独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会において、とりまとめられた「事業報告書の分析・アンケート結果を踏まえた議論により確認された事項」（部会資料3）においては、「アンケート結果では、当期の活動実績・成果に関する情報は内容を充実してほしいという意見が多い。「標準的な様式」には当期の活動実績・成果を記載させる明確な項目が存在しないが、分析結果では、一部の法人が自主的に項目を設けて記載している他、「法人の長によるメッセージ」、「業務の適正な評価の前提情報」などの項目に記載している例もある。これらを踏まえ、また重要な非財務情報であることも鑑みれば、当期の活動実績・成果に関する情報について、すべての法人が記載することが望ましい。」とされたことを踏まえ、10. (1)を設けたものです。資料3「事業報告書作成に当たっての留意点」の関係箇所も併せてご覧ください。なお、すでに複数の法人が事業報告書において当該情報を記載していますので、他法人の事業報告書を御覧いただくことで、イメージを把握することが可能です。
31	【資料 6-1】 P6～7 項目 10. (1)	標準的な記載例（案） 10. 業務の成果と使用した資源との対比 （1）当事業年度の主な業務成果・業務実績 （記載上の留意事項）「当事業年度の業務成果や業務実績の概要を説明する。」にかかる例記や記載の要点補足について追記していただきたい。	同上

No.	対象箇所	質問／意見内容	考え方
32	【資料 6-1】 P6～7 項目 10. (1)	法令の定めに従い管理業務を行っているような法人について、具体的にどのような記載をどの程度記載することを想定されているのでしょうか。 例えば、「業務実績報告書」中の自己評価が最も高い項目の概要・要約を記載する等でも良いのでしょうか。	資料 3 に記載の通り、独立行政法人は株式会社等の営利企業等と異なり、財務情報だけでは成果情報が提供できないという特徴を有しているため財務情報とは別に、法人の成果情報の提供が必要となることから、当該項目において法人の業務成果、業務実績を事業報告書利用者に伝えることを意図しております。 法令の定めに従い管理業務を行う法人であっても、例えば、実施した業務の件数等を記載することで、どのような業務をどれだけ実施したのか、昨年と比べ良いのか悪いのかといった成果情報を提供することが、可能であると考えます。 何をどの程度記載するかは各法人に御判断頂くこととなりますが、業務実績報告書の概要、要約を記載することも差し支えないものと考えます。
33	【資料 6-1】 P6～7 項目 10. (1)	「10. 業務の成果と使用した資源との対比」に新たに設ける (1) については、中長期計画または年度計画に定めている項目ごとに成果や実績を記載するでよろしいか。	そのような記載方法でも差し支えありません。
34	【資料 6-1】 P6～7 項目 10. (1) (2)	「10. 業務の成果と使用した資源との対比」に新たに設ける (1) については、(2) の自己評価により、その成果・実績を項目ごとに記載するのはどうか。	そのような記載方法でも差し支えありません。
35	【資料 3】 P3-7	項目 2. ～7. の並び順について、特にこだわるものではないのですが、項目の順番を事業報告書の記載事項の順番とそろえてはいかがでしょうか。	御指摘を踏まえ、標準的な様式の記載順に合わせ、資料 3 の記載順を入れ替えました。

以上